

弥栄らぼ規約

(名称)

第1条 弥栄らぼと称する。

(所在地)

第2条 事務局は浜田市弥栄町長安本郷 399-1 に置く

(目的)

第3条 弥栄らぼは、構成員の自発的な行動に基づいて、浜田市弥栄自治区で持続的な生活スタイルの追求、地域資源の活用・開発・流通、エリア外との連携・交流の促進を展開することを目的とする。

(活動)

第4条 弥栄らぼは、第2条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 生活支援：高齢者世帯等の作業支援による地域社会機能の維持
- (2) 文化伝承：里山の暮らしの知恵や技の把握・継承
- (3) 資源自給：食料・エネルギーの自給、地域外連携による資源供給
- (4) 産品流通：農産物・加工品・工芸品等の流通・販売
- (5) 体験交流：セミナー等の運営、体験活動の受け入れ
- (6) 上記の活動に必要な活動

(構成員)

第5条 弥栄らぼは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 弥栄らぼの目的に賛同し、積極的に活動を行う者
- (2) 弥栄らぼの活動に対して、指導・助言を行う者
- (3) 前各号に掲げる者の他、代表が必要と認める者

(役員)

第6条 弥栄らぼに、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 監事 若干名

2 役員は、構成員の互選による。

3 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第7条 代表は、弥栄らぼを代表し、会務を総理する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある時または代表が欠けた時は、その職務を代行する。

3 監事は、弥栄らぼの業務を監査する。

(経費)

第8条 弥栄らぼの活動経費は、次に掲げるものをもって充てることとする。

- (1) 事業収入
- (2) 行政や団体等からの助成金
- (3) 寄付金
- (4) その他臨時的な収入

(会計年度)

第9条 弥栄らぼの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 設立初年度の活動が4月1日以降に始まる場合、会計年度は活動開始時点から翌年3

月31日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他、弥栄らぼの運営に必要な事項は、代表が別に定める。

付 則

この規約は、2008年4月28日から施行する。